

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第40号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年2月16日 11時00分ごろ	
発生場所	和歌山県日高町 紀伊日ノ御埼灯台南方沖付近 （概位 北緯33°50.5′ 東経135°04.0′）	
事故等調査の経過	平成22年3月2日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 みさき、200トン 船舶番号、船舶所有者等 132103、邦祐海運有限会社 乗組員等に関する情報 機関長、五級海技士（機関） 死傷者等 なし	
損傷	主機の逆転減速機用摩擦板が焼損	
事故等の経過	<p>本船は、荒天下、紀伊日ノ御埼灯台南方沖において、主機直結の軸発電機を運転しながら空船で航行中、平成22年2月16日11時00分ごろ、主機が過速度トリップし、船内の電源を喪失した。</p> <p>本船は、主機の過速度トリップをリセット後も、同トリップを繰り返すことから主機の運転を断念して投錨したのち、依頼した救助船にえい航され最寄りの港に寄港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 6</p> <p>海象：時化模様で高い波があった</p>	
その他の事項	<p>事故発生当時、海上は、風が強く、時化模様で、波も高かった。</p> <p>本船は、荒天のもと、プロペラ軸の回転数が大きく変動していた。</p> <p>本インシデント後、クラッチの摩擦板及びスラストメタルが焼損しているのが認められた。</p> <p>本船のクラッチには、緊急ボルトが付属していたが、同ボルトは、安全を優先して使用されなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、荒天下、紀伊日ノ御埼灯台南方沖を空船で航行中、主機クラッチの摩擦板及びスラストメタルが焼損して主機の継続運転ができなくなったものと考えられる。</p> <p>本船は、プロペラ軸の回転数変動に伴い、主機クラッチの摩擦板が受けるトルクも繰り返し変動し、摩擦板及びスラストメタルが焼損したものと考えられる。</p> <p>主機クラッチの摩擦板が焼損したことから、クラッチが、スリップするようになり、主機が過速度ト</p>

	リップを頻発するようになったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、荒天下、紀伊日ノ御埼灯台南方沖を空船で航行中、主機クラッチの摩擦板及びスラストメタルが焼損したため、クラッチがスリップするようになって過速度トリップを頻発し、主機の継続運転ができなくなったことによって発生したものと考えられる。